愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成27年11月11日提出

教育長 野村 道朗

説明

この案を提出するのは、愛知県岡崎総合運動場及び愛知県一宮総合運動場の野球施設の附属照明設備の老朽化に伴い当該設備を撤去するため、両施設の利用時間を 改正するため必要があるからである。

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正の概要

第1 改正の概要・理由 愛知県岡崎総合運動場及び愛知県一宮総合運動場の野球施設の附属照明設備の老朽化 に伴い当該設備を撤去するため、施設の利用時間を改正する。

第2 改正の内容 野球施設の利用時間

5 5 5 E H 5 7 7 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	
施設名	野球施設の利用時間
愛知県岡崎総合運動場	4月1日から9月30日までの期間 午前8時から午後6時まで
愛知県一宮総合運動場	10月1日から翌年3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで

第3 施 行 期 日 公布の日

愛知県体育施設及び社会 教育施設条例の改正 平成 27 年 9 月議会

減収見込み

- ・愛知県岡崎総合運動場 616 千円 (うち照明設備分 520 千円)
- ・愛知県一宮総合運動場 1,116 千円 (うち照明設備分 945 千円)

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

愛知県教育委員会委員長 佐藤元 英

愛知県教育委員会規則第三十三号

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正する規則

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則 (昭和四十二年愛知県教育委員会規則第二号)の一

部を次のように改正する。

別表愛知県岡崎総合運動場の項中

後九時まで後九時まで後九時まで後九時まで一日から翌年三月三十一後九時から発生三月三十一一日から翌年三月三十一日から翌年三月三十一日から翌年三月三十一日まで一日から翌年三月三十一日まで					T			
遊 (弓		庭	蹴り		里	予	
施設 中前八時から 中後九時まで 中後五時まで 中後五時 中間	道	競	球	球	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
午前八時から 午前八時から 一十月一日から翌年三月三十一 一十月一日から九月三十日まで 一年前八時から 一年前八時から 一年前八時から 一年前八時から 一年前八時から 一年前八時から 一年前八時から 一年前八時から 一年前八時から 一年前八時から 一日から翌年三月三十一 一年前九時まで 一年後五時まで 一年後五時まで 一年後五時まで 一年後五時まで 一年後五時まで	施		施	施	もしのな	備照 を明	のする	備照 を明
午後九時から 午後九時から翌年三月三十一 午後九時から九月三十日まで 午後九時から九月三十日まで 年後九時から 年前八時から 大前八時から 大前八時から 大前八時から 大月一日から翌年三月三十一 一日から翌年三月三十一 一日から翌年三月三十一 一日から翌年三月三十一	設	設	設	設	5,13	有設	ŧ	有設
	午後五時まで	前一 九日 時か	午後六時まで午前八時から	月一日から九月三	後前一 五九日	午後六時まで午前八時から九月三	後九時まで一日から翌年	午後九時まで午前八時から四月一日から九月三十日までの期間

を

弓 陸 庭 蹴 野 上 道 球 球 球 競 技 施 施 施 施 施 設 設 設 設 設 午後六時まで午前八時から九月三十日までの期間 午後五時まで午前九時から午前九時から翌年三月三十一日までの期間

に改め、同表愛知県一宮総

合運動場の項中

野球施設 会 議 もし備照 のなを明 い有設 のす備照 るを明 も有設 室 午後九時まで 午後九時まで午前九時から年前九時から翌年三月三十一日までの期間 午後九時まで午前八時から四月一日から九月三十日までの期間 を

 \neg

会

議

室

午後九時まで

こ、「蹴球施設」を「蹴球

を野球施設

施設」

ĺĆ

庭

球

施

設

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附

則

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正新旧対照表

(利用時間等)

第三条 施設の利用時間は、別表のとおりとする。

2 以下 略

	場合岡愛 運崎知 動総県	 愛 知 県	名称	別表(筆			
期 総 宗				愛知県体育館の項から愛知県野外教育センター の項まで	施設の区分	別表 (第三条関係)	新
午後五時まで		野外教育センタ	利				
C	年 月 ヨ ヨ			ĺ の 項	用		
	月三十一日までの期間			ま で 略	時		
	日までの期間				間		
	場合岡愛 運崎知 動総県			同 上	名称	別表 (第三条関係)	
蹴	里 王 方	予 求 包 殳	日日		施	条関	
球施設					設の	係)	
	いを 照 も も も も も も も も も も も も も	も を 明 可 前 設 る 備			区分		旧
四月一日から九月三十日までの期間	円 一 日 一 日 一 日 一 日 がら翌年 一 日 の の の の の の の の の の の の の	四月一日から九月二四月一日から九月二四月一日から九月二四月一日から翌年二四月一日から翌年三四月一日から九月二日から九月二日からカーコから九月二日からカーコには、10日により1月1日により1日により1日により1日により1日により1日により1日により1日により			利		
月三	当				用		
十日までの	月三十一日までの期間	月三十一日までの期間			時		
期間	日までの期間	日までの期間			間		

			場合運動	一 愛 宮 知 総 県						
陸上競技施設	庭球施設	野球施設	蹴球施設	会議室			水泳施設 略	弓道施設	陸上競技施設	庭球施設
略			略	午後九時まで						
			場合運動							
陸上競技施設	原 王 方 言	国 求 伍及	蹴球施設	野 球 施 設		会議室	同上	弓道施設	陸上競技施設	庭球施設
				い を 期 の し は 備	も を 明 可 す 設 る 備				-	
<u> </u> 略			略	午後五時まで 一年前九時から 一年前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から 日前八時から	十 四 午午月午午月 後前一後前一	午後九時まで			十月月前一	

愛知県口			
愛知県口論義運動公園の項以下の略	水泳施設 略	競技場	ゲートボール施設

同上			
	回斗	競技場	ゲートボール施設